

事業概要シート

施策 0103 子育てを支える環境の充実

《》の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計
 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く
 ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く

事業名	子どもの居場所づくり事業	拡充	予算額	14,049 千円
			《 71 》千円	
事業期間	平成29年度 ~	財源内訳	国庫支出金	7,024 千円
			県支出金	千円
			地方債	千円
			その他	7,025 千円
根拠法令要綱等	子どもの貧困対策の推進に関する法律 子供の貧困対策に関する大綱 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱		一般財源	千円

【事業の目的・概要・対象】

【事業内容】

本市における子どもの生活の実態を把握するとともに、他自治体と連携・協力し子どもの貧困対策を推進する。
 平成28年度 子どもの未来を応援する首長連合設置（令和3年2月時点の加盟自治体177）
 平成29年度 子どもの生活実態調査実施
 平成30年度以降 子供の未来を応援する首長連合旅費

以下、拡充内容

【目的】

生活困窮世帯の子どもに対し「子どもの居場所」の提供を行うことで、人や社会と関わる力を伸ばし、自己肯定感や自己有用感等を高めさせ、子どもが自立する力を養い親から子どもへの貧困の連鎖を断たせる。

【概要】

（経緯）

日本財団が全国に展開する「子どもの第三の居場所」を開設する取組において、本市は平成30年11月に財団と運営事業者間で「第三の居場所の設置及び運営に関する3者協定」を締結した。協定では、日本財団の助成期間が3年間となっており、助成期間終了後は本市にて事業を継続することを取り決めている。

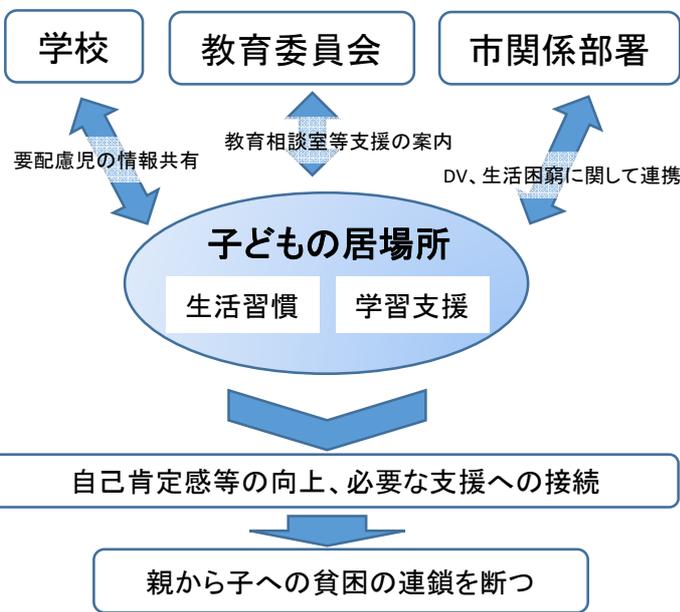
（事業内容）

家庭及び学校の他に「子どもの居場所」となる場所を提供し、学習支援や生活習慣の形成支援、体験活動の提供、相談支援などを行う。通常の児童クラブとは異なり、施設を夜間まで開設し、学習支援や体験活動に加え、夕食提供や必要に応じてシャワー浴等を実施することで、規則正しい生活習慣の形成を支援する。

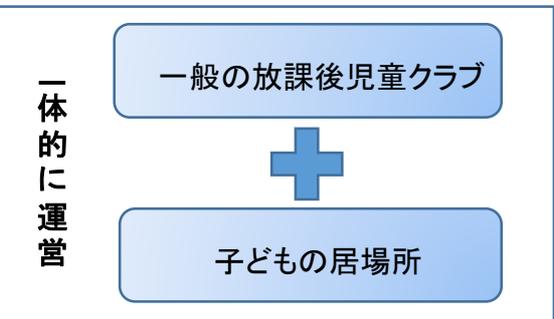
【対象】

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども（小学校1年生～小学校6年生） 25名

【支援のイメージ】



【事業のイメージ】



【これまでの効果】

- ・一般家庭の子どもと生活や学習をともに行うことにより、貧困家庭の子どもの意識向上、生活習慣の改善が図れている。
- ・保護者と直接接する機会が少ない学校と比べ、当施設は保護者が迎えに来るため、気軽に相談できる関係をつくりやすく、学校との情報共有が行える。
- ・21時まで開所していることで、子育てと仕事の両立に寄与している。

【背景】

長崎県が平成30年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」によると、大村市の貧困世帯の割合は8.4%であり、その世帯の子どもは生活習慣や学習習慣の定着率、自己肯定感などが低い状況にあることが分かっている。これらの子どもの貧困問題を解決するためには、子どもの居場所づくりなど子どもへの直接的な支援が必要である。

担当課	こども未来部こども政策課	課長	赤瀬 雅昭
担当者	武内 拓馬	問合せ先	0957-54-9100

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	R2 (実績)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)	R6 (計画)
①	子どもの居場所施設	施設	1	1	1	1	1
②		計画値					

【成果指標】

指標名		単位	R2 (実績)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)	R6 (計画)
①	子どもの居場所利用児童数	人	14	18	20	23	25
②		計画値					

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
事業費	0	0	71	14,049	14,049	14,049	42,218
国庫支出金				7,024	7,024	7,024	21,072
県支出金							0
地方債							0
その他				7,025	7,025	7,025	21,075
一般財源			71				71
人件費	2,996	1,454	3,009	3,009	3,009	3,009	16,486
職員(人)	0.39人	0.20人	0.40人	0.40人	0.40人	0.40人	2.19人
時間外勤務(h)	80h		50h	50h	50h	50h	280h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	2,996	1,454	3,080	17,058	17,058	17,058	58,704

妥当性 (市の関与)	日本財団が開設初期の費用（施設設置費、開設から3年間の運営費など）を負担し、日本財団による交付期間終了後は大村市が事業継続に協力することを前提とした協定を締結しているため、市が関与することは妥当である。なお、全国では、令和3年度8月時点で42の自治体が同事業を実施しており、その内5自治体が行政移管を完了している。
有効性 (施策貢献度)	生活困窮家庭の子どもに対する支援は貧困の連鎖の防止を強化する取り組みとして有効性があり、本市が目指す施策の方向性と一致している。
効率性 (コスト)	事業の実施に当たっては、民間事業者への委託を想定している。なお、国庫補助金を活用することで、一般財源の負担を軽減している。

1次評価	担当者意見のとおり
2次評価	1次評価のとおり